

専決処分の報告について

（那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年8月12日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 [略] 2 地方自治法第243条の2の7第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 [略] 2 地方自治法第243条の2の8第1項の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲

げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。